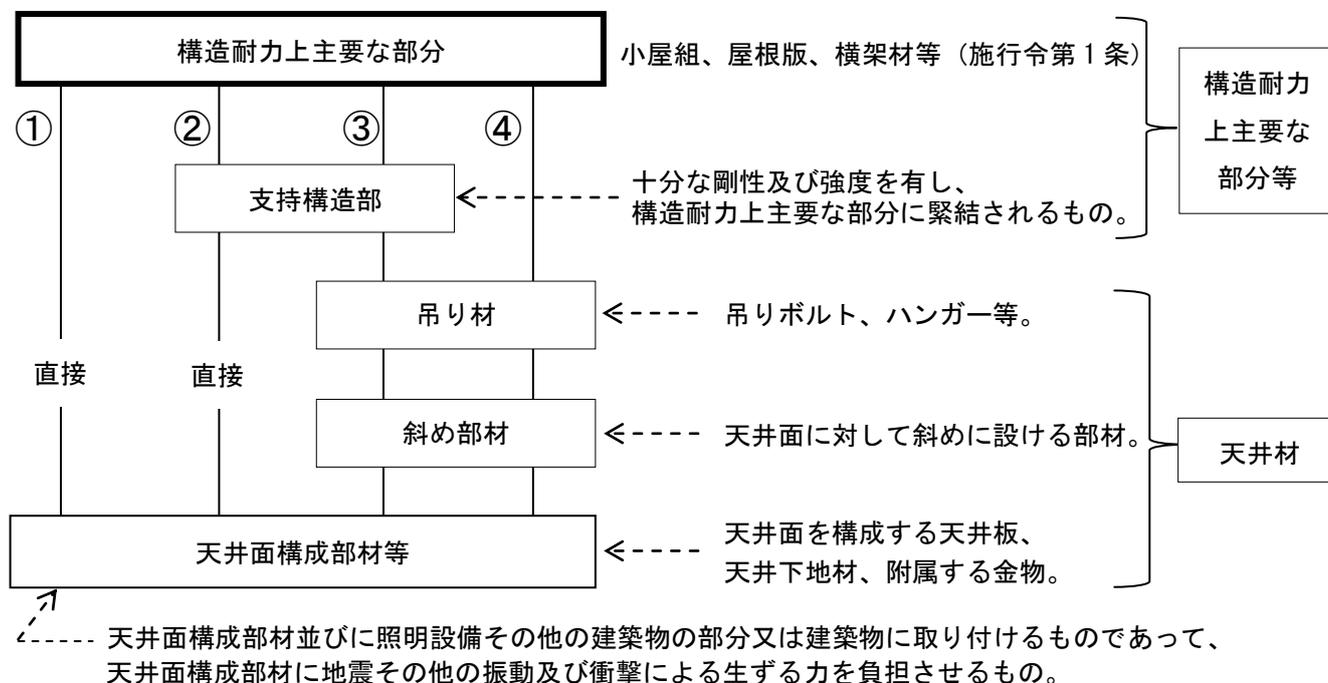


**膜天井を採用する場合の「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」  
(国土交通省告示第 771 号)における位置づけについて**

一般社団法人 日本膜構造協会

1 天井の構成（用語の意義）



2 吊り天井の定義（告示第一・一）

天井のうち、構造耐力上主要な部分又は支持構造部（以下「構造耐力上主要な部分等」という。）から天井面構成部材を吊り材により吊り下げる構造の天井。

3 特定天井の定義（告示第二）

吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 人が日常立ち入る場所に設けられるもの。
- ② 高さが 6m を超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 m<sup>2</sup> を超えるものを含むもの。
- ③ 天井面構成部材等の単位面積質量が、2kg/m<sup>2</sup> を超えるもの。

4 天井面構成部材を膜材料等とする膜天井の特性に基づく、告示上の位置づけ。

- ① 膜材料は軽く柔らかであり、万が一脱落した場合においても重大な人的被害が生ずる可能性は極めて低い。  
天井面構成部材等の単位面積質量が 2kg/m<sup>2</sup> 以下であれば、特定天井には該当しない。  
(天井の構成 ③・④)
- ② 加工のし易い膜材料を用いた天井面は、構造部材への取り付けが容易で、吊り材を介さずに構造耐力上主要な部分等に直接取り付けることが可能となる。(天井の構成 ①・②)  
この場合、吊り天井では無く特定天井には該当しない。